

収 入

印 紙

2025年度
東海契約代理第※※号

工事請負請書（案）

2025年※月※日

（発注者）

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
（愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号）
JPタワー名古屋
東海支社長 大角 聡）
上記会社代理人
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵政建築株式会社
中部支社長 水谷 多津彦 様

（受注者）

住所
氏名

印

2025年※月※日付け注文書による工事を下記条項承諾の上、お請けします。

記

- 1 工事名 本立野郵便局新築工事に伴うサイン設置工事
- 2 工事場所 静岡県伊豆市本立野357
- 3 工事内容 郵便局新築に伴うサイン等の設置
- 4 工期 2025年※月※日 から 2026年2月13日まで
- 5 引渡期限 工期最終日と同日とする
- 6 工事を施工しない日 定めなし
- 7 工事を施工しない時間帯 定めなし
- 8 請負代金額 金※※※※円

（うち消費税及び地方消費税の額※※※※円）也

この消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82

及び第 72 条の 83 の規定に基づく消費税及び地方消費税の額。

9 契約条項

第 1 条 発注者の指示どおり工事を施工します。工事中は、受注者自身又は代理人が現場に出向き、工事一切の事項を処理します。

なお、高圧受電施設の電気設備に係る工事の場合は、工事着手前までに当該施設の電気主任技術者に工事の工程表等により工事計画の説明を行い、説明資料の写しに記録(説明日及び電気主任技術者の記名押印)を残します。

第 2 条 受注者は、発注者が必要に応じ、提出を求めた日の翌日から起算して 10 日以内に、工事内容に基づいて請負代金内訳書及び内訳明細書を提出します。

第 3 条 都合により工事の設計変更又は一時中止があり、請負代金額の適当な増減、又は工期の適当な伸縮がされても異議ありません。

なお、発注者は、工期を変更するときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないものとします。

第 4 条 発注者の承諾を得ないで、工事により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継しないことを承知します。

第 5 条 発注者から支給材料又は貸与品がある場合は、善良な管理者の注意をもってこれを保管、使用するものとし、受渡し、返還等については発注者の指示に従います。

第 6 条 工事が完成した場合は、直ちに検査を受け工事全部の引渡しをし、請負代金は、請求書提出後、30 日以内に支払われることを承知します。

第 7 条 都合によりこの契約の全部又は一部を解除された場合、工事の既済部分及び現場搬入材料に対する代金、労務費等の費用は、協議の上適当な金額が支払われ、既済部分及び材料は発注者の所有となることを承知します。

第 8 条 工期内に工事が完成せず若しくは完成の見込みがない場合、又は故意に工事を粗雑にし、監督社員の職務執行を妨げたことによる契約解除の場合は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として納付します。

第 9 条 天災事変又は正当な事由による場合を除き、工期内に完成しない場合は、その翌日から未完成部分の請負代金相当額に対し、年 6 % の割合で算出した金額を遅滞金として納付します。

第 10 条 第 8 条の違約金及び第 9 条の遅滞金は、請負代金と相殺されても異議ありません。

第 11 条 工事目的物の契約不適合責任については、民法第 637 条第 1 項の規定を適用せず、第 6 条の引渡しの日から 2 年間履行を追完し、契約不適合によって生じた損害に対しては、その損害を賠償します。

第 12 条 工事が完成した場合は、指示に従い自費をもって、後片付け等を完全にします。

第 13 条 工事安全確保については、社員及び委託先(委託が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)等全ての関係者に指導徹底するとともに、より積極的な安全確保に特段の配慮を致します。

第 14 条 工事の施工に際し、発注者の責によることなく第三者に損害を及ぼした場合には、受注者においてその損害を賠償します。

第 15 条 この契約の履行に当たって知り得た発注者の業務上の秘密は、第三者に漏らしたり他の目的に利用しません。また、作業上必要な場所以外は無断で立ち入りません。

第 16 条 受注者は、受注者若しくは受注者の役員等(役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)又は受注者の委託先若しくはその役員等が次の各号のいずれに

も該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」という。）であること。
- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(CSR 条項)

第 16 条の 2 発注者は、企業の社会的責任（CSR）及び人権を尊重する責任を果たすために、日本郵政グループ CSR 調達ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定した上でこれを遵守し、かつ日本郵政グループ人権方針を策定した上で人権デュー・ディリジェンスを実施しているところ、サプライチェーン全体における CSR・人権配慮が必要となっていることにかんがみ、発注者及び受注者は、そのための共同の取組を継続的に推進するために、本条各項に合意するものとする。

- 2 受注者は、発注者と共同して企業の社会的責任を果たすために、ガイドラインにおける「第二お取引先さまへのお願い」に記載の事項をいずれも遵守することを誓約する。また、受注者は、受注者の調達先（本契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわたるときは全ての調達先を含む。（以下「関連調達先」という。））がガイドラインを遵守するように、関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、受注者の2次以下の関連調達先がガイドラインに違反した場合であっても受注者に直ちに本項の誓約違反が認められることにはならず、受注者がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかった場合にのみ本項の誓約違反となるものとする。
- 3 受注者は、受注者又は受注者の関連調達先に強制的な労働、児童労働（これらの定義はガイドラインによる。）等の重大な人権侵害、その他ガイドラインに違反する事由（以下「違反事由」という。）の存在が疑われ、又は認められることが判明した場合、速やかに発注者に対し、これを報告する義務を負う。
- 4 受注者又は受注者の関連調達先に違反事由の存在が疑われる場合、発注者は、受注者に対し、違反事由の有無についての調査及び報告を求めることができる。
受注者は、速やかにかかる調査を行った上で発注者に報告するほか、発注者が合理的に要求する情報を提供するものとする。
- 5 受注者又は受注者の関連調達先に違反事由が認められた場合、発注者は、受注者に対し、是正措置を求めることができる。受注者は、発注者からかかる是正措置の要求を受けた日から2週間以内に当該違反事由が発生した理由及びその是正のための計画を定めた報告書を発注者に提出し、かつ相当な期間内に当該違反事由を是正しなければならない。
- 6 前項の発注者の受注者に対する是正措置の要求にかかわらず、受注者が相当な期間内に違反事由を是正しない場合、発注者は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、受注者が当該違反事由を是正しなかったことに関し正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 7 発注者が前項の規定により本契約の全部若しくは一部を解除した場合、発注者は受注者に対して自ら

に生じた損害の賠償を請求することができる。また、解除により受注者に損害が生じたとしても、発注者は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

第 17 条 受注者は、受注者若しくは受注者の役員等又は受注者の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

第 18 条 受注者若しくは受注者の役員等又は受注者の委託先若しくはその役員等が、第 16 条のいずれかに該当し、若しくは前条のいずれかに該当する行為をし、又は第 16 条の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、この契約の全部又は一部を解除されても異議ありません。この場合、請負代金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として納付します。

第 19 条 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、又は予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が不適當となった場合は、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができることを承知します。

第 20 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と協議の上その解決に努めます。

第 21 条 工事の詳細については、仕様書等によります。